

諮問庁：国立研究開発法人日本医療研究開発機構

諮問日：令和5年3月10日（令和5年（独情）諮問第44号）

答申日：令和5年8月3日（令和5年度（独情）答申第48号）

事件名：特定年度座席表の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした各決定については、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年9月13日付け04医研開第3223号により国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求人すなわち開示請求者の請求内容

本件審査請求人すなわち開示請求者は、法人文書開示請求書を提出した。この法人文書開示請求書における「請求する法人文書の名称等」には「知的財産部（実用化推進部）の座席表に関する文書。」旨記載されている。

(2) 法人文書開示決定通知書の記載内容

その後、法人文書不開示決定書を受領した。

(3) 法人文書不開示決定通知書の記載内容の検討

しかし、上記不開示決定は、不当かつ違法である。不開示部分等は全て公益性や本来開示が想定されている旨の理由で開示されるべきであるとともに全部開示されるべきである。

よって、法9条2項の規定に基づきなされた法人文書不開示決定（04医研開第3223号・令和4年9月13日）を取り消すべきである旨の決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

本事案は、令和4年6月13日付けで1件の請求を受付け（補正時返却）、同年8月23日付けで補正後の請求を5件として受付けた法人文書開示請求（04受第2651号）の、同年9月13日付け不開示決定5件（04医研開第3223号）に係る審査請求1件である。審査請求は、同年12月15日付けで審査請求が行われ（補正時返却）、令和5年2月15日付けで補正後の審査請求（04受第5180号）が行われた。

(1) 開示請求

本請求の開示を求められた法人文書は以下のとおりである。

- ・開示を求められた法人文書（補正後）

知的財産部（実用化推進部）が所在する階の座席表に関する文書。特定職員A、特定職員B、特定職員C及び特定職員Dの着任日時点並びに最新の座席表に限ることとする。平成27年度、平成29年度、令和元年度、令和3年度及び令和4年度で、計5年度分。

(2) 不開示決定

当該座席表を公にすると、機構の事務を停滞させ得る目的・態様で執務室への来訪等がされることにつながりかねず、機構の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり法5条4号柱書きに該当するため不開示とした。

(3) 審査請求

審査請求の趣旨及び理由は上記第2のとおりである。

(4) 諮問

審査請求を受け機構内で改めて原処分について検討を行った結果、不開示とした原処分維持が適当という結論に至った。本判断について諮問させていただきたい。

2 本件対象文書の概要

請求者に対して発出した法人文書の概要は以下のとおりである。

- ・件名 法人文書不開示決定通知書
- ・通知の内容

令和4年6月13日付けで受付け、同年8月23日付けで受付けた補正後の法人文書開示請求について、当該座席表を公にすると、機構の事務を停滞させ得る目的・態様で執務室への来訪等がされることにつながりかねず、機構の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり法5条4号柱書きに該当するため法9条2項の規定に基づき不開示とする。

3 審査請求人の主張

上記第2のとおり。

4 審査請求に対する検討及び結論

審査請求を受け機構内で改めて原処分について検討を行ったが、当該座席表を公にすると、機構の事務を停滞させ得る目的・態様で執務室への来

訪等がされることにつながりかねず、機構の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり法5条4号柱書きに該当するため、不開示とした原処分維持が適当という結論に至った。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年3月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 審議
- ④ 同年6月30日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年7月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その全部を法5条4号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書を開示すべきであると主張しているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書は、機構の知的財産部又は実用化推進部が所在する階の配席図であり、当該階における執務室等の配置、形状及び規模並びに当該執務室内の配席等の状況に係る情報のほか、各種連絡先や各部の職員の構成等に係る情報等が記載されていると認められる。
- (2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 各部の配置や各職員の配席に係る情報について

機構は、医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施、助成等の業務を行っており、業務全体が知的財産に係るものであり、扱う情報の機微性は極めて高い。よって、各部の配置や各職員の配席に係る情報が公にされると、機構の事務を停滞させ得る目的・態様で執務室への来訪等がされることにつながりかねず、機構の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号柱書きに該当する。

イ 電話番号に係る情報について

特定階における各部の固定電話番号、各職員に紐付く内線番号及び電話機の仕様に係る情報は、一般に公にされておらず、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用されることにより、機構が必要と

する際の緊急の連絡や部署外への連絡に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号柱書きに該当する。

なお、電話番号の一部は機構ウェブサイトに掲載しているものの、当該電話番号を開示すると、当該電話番号を使用する部署の配置も明らかとなるため、上記アに掲げるおそれがある。

ウ 特定階の構造に係る情報について

本件対象文書には、上記に掲げる情報のみならず、通路や会議室、トイレの位置等も記載されており、その記載から、エレベータや非常階段の位置等も推測可能であって、機構が賃借するフロアのみならず、機構が賃借するビルの構造を表す情報となっており、これらは同ビル全体のセキュリティに関わる機微な情報である。

念のため、賃貸人に当該情報の取扱いについて確認したところ、当該ビルは高いセキュリティが求められるものであり、当該情報は取扱いに注意を要する秘匿性の高い情報であり、公にすべきでないとの意見があった。

よって、賃借人である機構が当該情報を公にすることにより、賃貸借契約を締結する賃貸人との信頼関係が損なわれ、今後の賃貸借契約に影響を及ぼすなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該情報は法5条4号柱書きに該当する。

(3) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

ア 別紙の2に掲げる部分を除く部分について

上記(2)アで諮問庁が説明する、機構が行う業務の内容等を踏まえると、各部の配置や各職員の配席に係る情報及び電話番号に係る情報(別紙の2に係る部分を除く。)を公にすると、機構の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は、必ずしもこれを否定し難い。

また、特定階の構造に係る情報を公にすると、賃貸人との信頼関係が損なわれ、今後の賃貸借契約に影響を及ぼすなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記(2)ウの諮問庁の説明に不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

よって、不開示部分のうち別紙の2に掲げる部分を除く部分は、法5条4号柱書きに該当すると認められ、不開示とすることが妥当である。

イ 別紙の2に掲げる部分について

(ア) 上記(2)イで諮問庁が説明する電話番号に係る情報のうち、別紙の2(1)に掲げる部分については、電話機の操作方法に係る記

載部分にすぎず，これを公にすることにより法5条4号柱書きに規定するおそれがあるとは認め難い。

(イ) 別紙の2(2)に掲げる部分については，これを公にしても，特定階における，建物の構造や執務室内か否かに関係なく設置可能な特定機器の存否が明らかとなるにすぎず，上記(2)ア及びウに掲げる情報が明らかになるとは認められず，法5条4号柱書きに規定するおそれがあるとは認め難い。

(ウ) 別紙の2(3)に掲げる部分については，各配席図の作成時期に係る記載部分にすぎず，これを公にすることにより法5条4号柱書きに規定するおそれがあるとは認め難い。

(エ) よって，別紙の2に掲げる部分については，法5条4号柱書きに該当せず，開示すべきである。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その全部を法5条4号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については，別紙の2に掲げる部分を除く部分は，同号柱書きに該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であるが，別紙の2に掲げる部分は，同号柱書きに該当せず，開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之，委員 石川千晶，委員 磯部 哲

別紙

1 本件対象文書

- 文書1 平成27年度 座席表
- 文書2 平成29年度 座席表
- 文書3 令和元年度 座席表
- 文書4 令和3年度 座席表
- 文書5 令和4年度 座席表

2 開示すべき部分

(1) 以下の記載部分

- ・ 文書2及び文書3の左下の電話機の仕様に係る情報のうち、下から2行目
- ・ 文書4及び文書5の左下の電話機の仕様に係る情報のうち、下から4行目1文字目ないし60文字目及び下から3行目以降全て

(2) 特定機器に係る記載部分

(3) 右下の作成年月日に係る記載部分